

土地・家屋の現況調査に ご協力をお願いします！！

固定資産税の適正課税のため、土地と家屋の現況調査を実施します。評価補助員証を携帯した資産税係職員が、皆様のお宅周辺にお邪魔し、土地や建物等の写真撮影や聞き取り調査などを実施させていただきますので、ご協力をお願い致します。また、調査の結果、家屋の増改築など課税台帳との相違がある場合には、改めて評価調査の必要があり、家屋への立入調査をお願いしています。



皆様のご理解とご協力をお願い致します。



【住民生活課資産税係】

〒099-5692 紋別郡滝上町旭町

TEL:29-2111 (内 227・228)

よくある質問

Q 1 課税対象となる家屋とは？

A 家屋とは、一般には、住宅・店舗・事務所・工場・倉庫等の建物をいい、固定資産税の課税対象となる家屋は、次の3要件を満たすものとなります。

① 外気分断性

屋根、周壁等により外気を分断しうる構造を備えているもの。支柱と屋根材のみで作られたカーポートなど、周壁がないものは対象となりません。

② 土地への定着性

基礎工事や付帯設備の状況により、土地への物理的な結合状態を判断基準としますが、建物の規模、構造、耐久性、使用目的、利用状況等を総合的に判断し、継続的な土地への定着性を有するか判断します。

③ 用途性

建造物が家屋本来の目的（居住、作業、貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されていること。

※ 上記3要件を総合的に判断し課税の有無を判断しますので、個別の案件につきましては、資産税係までご照会ください。

Q 2 家屋調査で家の中を見られることに抵抗があります。拒否できるの？

A 固定資産評価補助員には、地方税法により質問調査権など一定の権限が与えられています。より適正な評価を行うためには、家屋調査が必要になりますので、大変恐縮ですが調査にご協力をお願いいたします。

Q 3 家屋を取り壊しましたが、税金がかかっています。どうして？

また、何か手続きは必要ですか？

A 固定資産税は、賦課期日の1月1日現在で存する家屋に課税されますので、年の途中で取り壊した場合は、翌年度から課税されなくなります。なお、家屋を取り壊した場合は、家屋の滅失処理が必要になりますので、資産税係までご連絡願います。